破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１２７２号
福岡市博多区千代２丁目20番22号、開始決定時の住所福岡市博多区対馬小路13番35―1504号
破産者　刈川龍之介
1　決定年月日　平成26年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１４９７号
愛知県小牧市大字北外山2735番地２　県営北外山住宅21棟103号、開始決定時の住所愛知県小牧市大字北外山2937番地５
破産者　松本　　隆
1　決定年月日　平成26年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４０８９号
大阪市北区大淀中５丁目14番２―1102号
破産者　中本　圭一
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１９４号
大阪府吹田市清和園町２番１号　カーサオクノ302号室、開始決定時の住所大阪市淀川区西中島４丁目11番４―402号
破産者　宇井　秀夫
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９８号
大阪府東大阪市長栄寺５―４　ボナール長栄寺605、開始決定時大阪府東大阪市岩田町６丁目６番４―305号
破産者　勝間　一義
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６００号
大阪府八尾市明美町２丁目７番25号
破産者　山光電気工事店こと飴田清こと　飴田　輝夫
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０４４号
大阪府豊能郡能勢町下田92番地の６
破産者　松浦　昭二
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０３号
大阪府南河内郡河南町大字一須賀462番地の１　101号、開始決定時の住所大阪府南河内郡河南町大宝１丁目32番26号
破産者　下茂タイルこと　下茂　智志
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３９４号
大阪府南河内郡河南町大字寛弘寺890番地の11
破産者　吉岡サカヱ
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８０号
新潟市南区下山崎767番地、開始決定時の住所横浜市港北区日吉本町４丁目16番12―104号
破産者　金子　大輔
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６２６号
横浜市中区本牧原21番６―902号
破産者　小菅　義夫
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７３５号
横浜市南区日枝町５丁目137番地１　横浜南太田ホームズ801号
破産者　神山　聡彦
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０６号
金沢市本多町２丁目12番８号
破産者　大井ゆかり
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３９号
京都府亀岡市宇津根町土井ノ内27番地15
破産者　小川　寛治
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第４１８号
高知市宝永町４番18号、開始決定時の住所高知市桟橋通２丁目２番14―1204号　ポレスター高知桟橋通
破産者　中田　耕司
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１８７号
福井市篠尾町第96号２番地９
破産者　本塚建築こと　本塚　芳雄
1　破産債権の届出期間　平成26年11月28日まで
2　一般調査期日　平成27年１月13日午前11時20分
平成26年10月28日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７５号
三重県名張市百合が丘西１番町69番地
破産者　羽後しづか
1　破産債権の届出期間　平成26年11月28日まで
2　一般調査期日　平成27年１月28日午前10時
平成26年10月29日　　津地方裁判所伊賀支部